

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から同年11月まで  
② 昭和52年12月から53年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料の納付が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私は、申立期間の国民年金保険料を納付して、その時の領収書も持っており、また、私は申立期間に係る保険料の還付を受けたことはない。それにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間において国民年金が未加入とされ、保険料も納付済みとなっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①及び②について国民年金が未加入となっているが、同人は、同期間の国民年金保険料を納付したことを証する町役場発行の領収書を所持しており、申立人は申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、申立期間②については、申立人が所持するA共済組合発行の「共済加入期間証明書」によれば、申立人は同申立期間を含む昭和52年12月から54年3月までの期間に同共済組合に加入していたことが確認できる。この期間について申立人は「私は、B事業所の臨時Cとなった翌月の昭和51年12月に国民年金に加入したが、引き続き12か月を超えて同事業所に勤務したため、D組合法及びその運用通達に基づき、52年12月にA共済組合に加入した。しかし、私は当時年金制度をよく理解していなかったため、同共済組合に加入した時に国民年金の資格喪失の手続を行わず、申立期間②の国民年金保険料を納付してしまった。その後、同期間の保険料の還付は受けていない。」と述べていることから、申立人は、52年12月に同共済組合に加入した後も国民年金の資

格喪失の手続を行わず、同申立期間の保険料相当額を納付していたものと認められる。

さらに、申立期間②が未加入とされた場合、当該国民年金保険料は、還付されるものと考えられるが、保険料の還付があった場合に社会保険事務所(当時)に保管されるべき特殊台帳は無く、オンライン記録上においても還付が行われた形跡は見当たらないなど、事務処理上不自然な点が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②については、A共済組合の組合員であるため、国民年金の被保険者になり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から51年3月まで

私は、申立期間にA事業所本社に営業職として勤務していた。その間、給与から厚生年金保険料が間違いなく引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、昭和47年9月から49年9月まで勤務した同僚は「私は、49年3月から同年9月30日まで申立人と一緒に働いていました。」と証言しており、別の同僚も「私は、A事業所本社において、申立人と一緒に働いていた。」と証言していることから、申立期間のうち、昭和49年3月1日から同年9月30日までの期間において、申立人はA事業所本社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、昭和47年10月から49年3月までA事業所本社に勤務していた申立人の前任者は「私と申立人は昭和49年3月から1か月程度、営業職の正社員として一緒に働いた。私は厚生年金保険に加入していたので、申立人も同保険に加入していたと思う。」と証言しており、この者は、自身が勤務していたとする期間の厚生年金保険の記録があることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直前の昭和49年2月1日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が3名確認でき、このうち1名は「私たち3名は、A事業所B営業所で営業職だった。同事業所は、本社とB営業所に分かれていたが、社会保険の事務処理は本社で一括

して行っていた。」と証言している。

加えて、聴取したA事業所の従業員数と、厚生年金保険被保険者原票の被保険者数がおおむね一致することから、同事業所においては当時、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの期間については、A事業所は49年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同僚のうち1名は「A事業所が倒産した昭和49年10月から個人で事業を始めた。」と証言している。

また、申立人が同期間においてA事業所に勤務していたとする同僚の証言は得られず、申立人が同事業所において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和49年3月1日から同年10月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和49年3月から同年9月までの標準報酬月額については、上記同職種の前任者のA事業所における厚生年金保険被保険者原票の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は昭和49年10月31日に適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しているため確認することができないが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで  
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、自分の国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所(当時)に照会を行ったところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料については、私の妻が、夫婦で当時住んでいた市内の公民館での徴収日に毎年1年分ずつ追納した記憶があるので、同期間の国民年金保険料が申請免除のままとなっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料を追納したと申立人が主張する同人の妻は、同保険料の納付額及び納付時期についての記憶が曖昧である上、「追納保険料の申込みを行った記憶は無い。」と述べており、オンライン記録でも同期間についての追納の申込みが行われた記録は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の妻が当時夫婦で住んでいた市内の公民館での徴収日に毎年1年分ずつ追納した記憶がある」と主張しているが、過年度分の保険料の追納は、社会保険事務所に直接行うこととされているため、市が市内の公民館において当該収納事務を行うこと及び同市が市内の公民館に過年度保険料の徴収を委託することはできない上、同市役所の国民年金担当職員は「市内の公民館での国民年金保険料の委託徴収は昭和50年ころに開始したが、その当初から現在に至るまで公民館での追納保険料の取扱いは行っていない」と回答しており、申立人の主張と

は整合性がとれない。

なお、申立人が申立期間当時居住していた地区の公民館で市の委託を受けて国民年金保険料の徴収事務をしていた自治会長は既に死亡しているため当時の状況は確認できないものの、同地区に隣接する地区の自治会関係者は「当時の市役所との委託契約に基づく公民館での保険料の徴収は現年度分のみ行っており、追納保険料の徴収や申請免除を公民館で行うことはなかった。」と説明している。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の保険料納付記録とオンライン記録は一致しており、申立期間の保険料が追納された形跡は見られない。

このほか、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。